

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛媛県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づく就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

愛媛県教育委員会

## 公表日

令和7年3月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学支援金の支給に関する事務
②事務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、就学支援金の支給を受けようとする者が提出した受給資格認定申請書等について審査を行い、受給資格の有無及び支給額を認定する。受給資格及び支給額の審査に当たっては、番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報(地方税関係情報、住民票関係情報、就学支援金の支給に関する情報)を入手する。
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー、高等学校等就学支援金事務処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
公立高等学校等就学支援金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表123の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第153条  【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第153条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	愛媛県教育委員会事務局管理部 教育総務課施設厚生室
②所属長の役職名	施設厚生室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	愛媛県教育委員会事務局 管理部 教育総務課 施設厚生室 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2 TEL089-912-2924 FAX089-912-2914
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	愛媛県教育委員会事務局 管理部 教育総務課 施設厚生室 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2 TEL089-912-2924 FAX089-912-2914
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[ 基礎項目評価書 ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・真正性確認のため行う住基ネット照会は4情報または住所を含む3情報による照会を原則とすること。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</div> <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 十分である ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	<p>対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式や就学支援金システムにおいて、手続きに必要な項目のみ記入・入力するよう注意書きを記載している。また、団体内統合宛名システムへの登録にあつては、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ処理完了することができない運用としている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月26日	IV リスク管理		新規追加		
令和5年9月7日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務/②事務の概要	…番号法第19条第7号(別表第二)に基づき、…	…番号法第19条第8号(別表第二)に基づき、…	事後	
令和5年9月7日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	(前略) 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号	(前略) 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条各号	事後	
令和5年9月7日	II 1. 対象人数/いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年9月7日	II 2. 取扱者数/いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和6年3月26日	II 1. 対象人数/いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	
令和6年3月26日	II 2. 取扱者数/いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	
令和7年2月27日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務/②事務の概要	…番号法第19条第8号(別表第二)に基づき、…	…番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づき、…	事後	
令和7年2月27日	I 3. 個人番号の利用/法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の91の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条	番号法第9条第1項 別表123の項	事後	
令和7年2月27日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一 91の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条各号 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条各号	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第153条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第153条	事後	
令和7年2月27日	I 9. 規則第9条第2項の適用		新規追加		
令和7年2月27日	II 1. 対象人数/いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年2月27日	II 2. 取扱者数/いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年2月27日	IV2. 特定個人情報の入手	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月27日	IV3. 特定個人情報の使用/目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月27日	IV3. 特定個人情報の使用/権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月27日	IV5. 特定個人情報の提供・移転	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月27日	IV6. 情報提供ネットワークシステムとの接続/不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	空白(接続しない(提供)に○を付す)	事後	
令和7年2月27日	IV7. 特定個人情報の保管・消去	課題が残されている	十分である	事後	
令和7年2月27日	IV8. 人手を介在させる作業		新規追加		
令和7年2月27日	IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新規追加		
令和7年3月26日	II 1. 対象人数/いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年3月26日	II 2. 取扱者数/いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署/①部署	愛媛県教育委員会事務局指導部 高校教育課	愛媛県教育委員会事務局管理部 教育総務課 施設厚生室	事前	
令和7年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署/②所属長の役職名	高校教育課長	施設厚生室長	事前	
令和7年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	愛媛県教育委員会事務局 指導部 高校教育課 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2 TEL089-912-2951 FAX089-912-2949	愛媛県教育委員会事務局 管理部 教育総務課 施設厚生室 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2 TEL089-912-2924 FAX089-912-2914	事前	
令和7年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	愛媛県教育委員会事務局 指導部 高校教育課 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2 TEL089-912-2951 FAX089-912-2949	愛媛県教育委員会事務局 管理部 教育総務課 施設厚生室 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2 TEL089-912-2924 FAX089-912-2914	事前	